

平成 29 年 5 月 12 日

防 衛 省

予備自衛官の任免、服務、服装等に関する訓令及び即応予備自衛官の任免、服務、服装等に関する訓令の一部改正について

1 改正の概要

自衛隊法の一部改正を含む国家公務員法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 22 号）の施行に伴い、能力・実績主義に基づく人事管理制度が導入されたことから、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 31 条の 2 に基づき予備自衛官及び即応予備自衛官に人事評価制度を導入するため、予備自衛官の任免、服務、服装等に関する訓令（昭和 37 年防衛庁訓令第 1 号）及び即応予備自衛官の任免、服務、服装等に関する訓令（平成 10 年陸上自衛隊訓令第 1 号）を改正しました。

2 意見公募を実施せずに改正した部分と理由

予備自衛官の任免、服務、服装等に関する訓令第 7 条第 4 号及び即応予備自衛官の任免、服務、服装等に関する訓令第 7 条第 6 号の改正は、自衛隊法の改正により人事評価制度が導入されたことに伴うものであり、他の法令の改廃に伴い当然必要とされる規定の整理であることから、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 8 号に該当するため、意見公募を実施しませんでした。